

2021.6 月

事業承継特別号

ITAC News

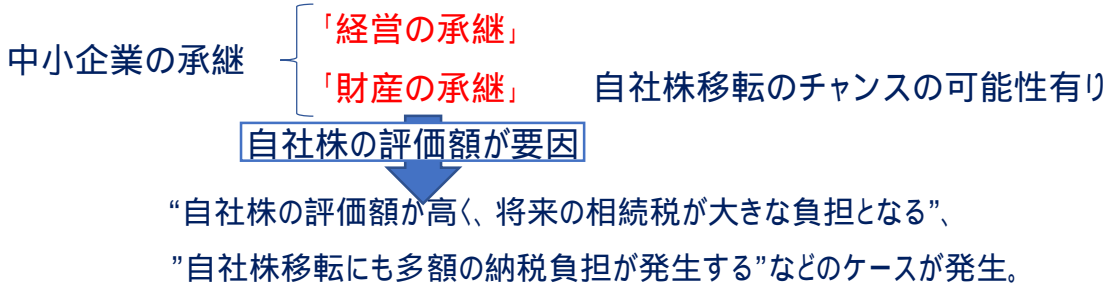
TOPIC

新型コロナウイルスの影響もあり、事業休止・廃業の話題が報道等にてクローズアップされるようになりました。

休業は全国で 4.3 万件と実に倒産の 5 倍強であり、2021 年はさらに増えるとの見方もあります。

本来は事業の継続が可能な健全企業も、後継者難などの理由で廃業等を選択せざるを得ないケースが増加しており、中小企業経営者の事業承継に対する意識は増加しております。そこで、今回はコロナ禍での事業承継にスポットをあて特別号を発行いたします。

コロナ禍は自社株移転のチャンス!?



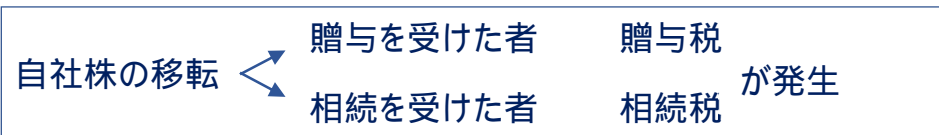
コロナ禍の経営環境にて、

- 一時的に赤字決算となった
- 同業の株式市場が下落している

などの影響により、自社株の評価額が下落している可能性もあり、納税負担が数千万円単位で減少したケースもございました。コロナ禍の経営環境を逆手に取り、事業承継（財産の承継）を進めていく良い機会となっております。

自社株の評価や移転につき、気になる事項があれば是非弊社スタッフにご相談頂ければと存じます。

自社株移転に伴う税負担をゼロへ



「特例事業承継税制」の創設 ➔ **相続税・贈与税の負担をゼロへ**

この制度は時限的な措置であり、利用するにあたっては**一定の要件を満たし、2023 年 3 月までに一定の書類を都道府県に提出する**必要がございます。

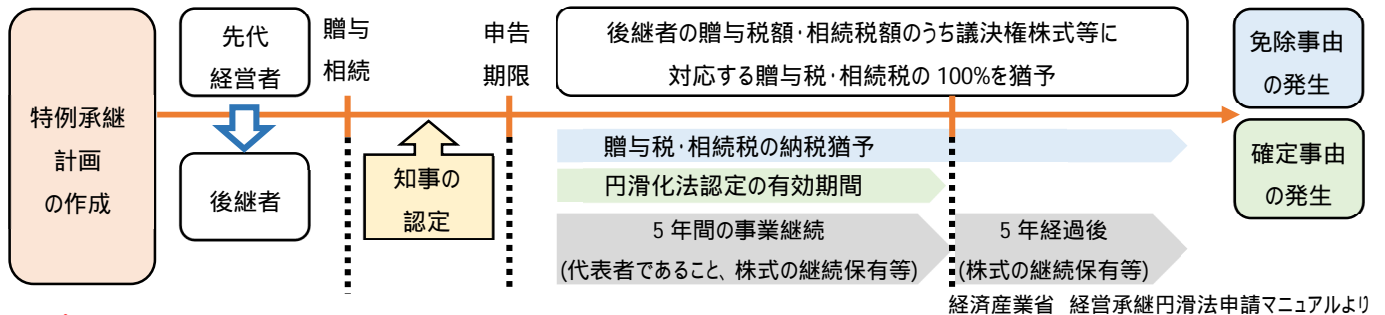
制度の詳細は次ページを参照頂き、不明点がございましたら弊社スタッフにご相談頂きたいと存じます。

【 特例事業承継税制の概要 】

贈与税・相続税の納税猶予制度について

後継者が贈与・相続等により取得した株式等（ただし、議決権を行使することのできない株式を除きます。）に係る贈与税・相続税の100%が猶予されます。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく、都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として贈与税・相続税の申告期間から5年間）は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があります。その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税・相続税が免除されます。



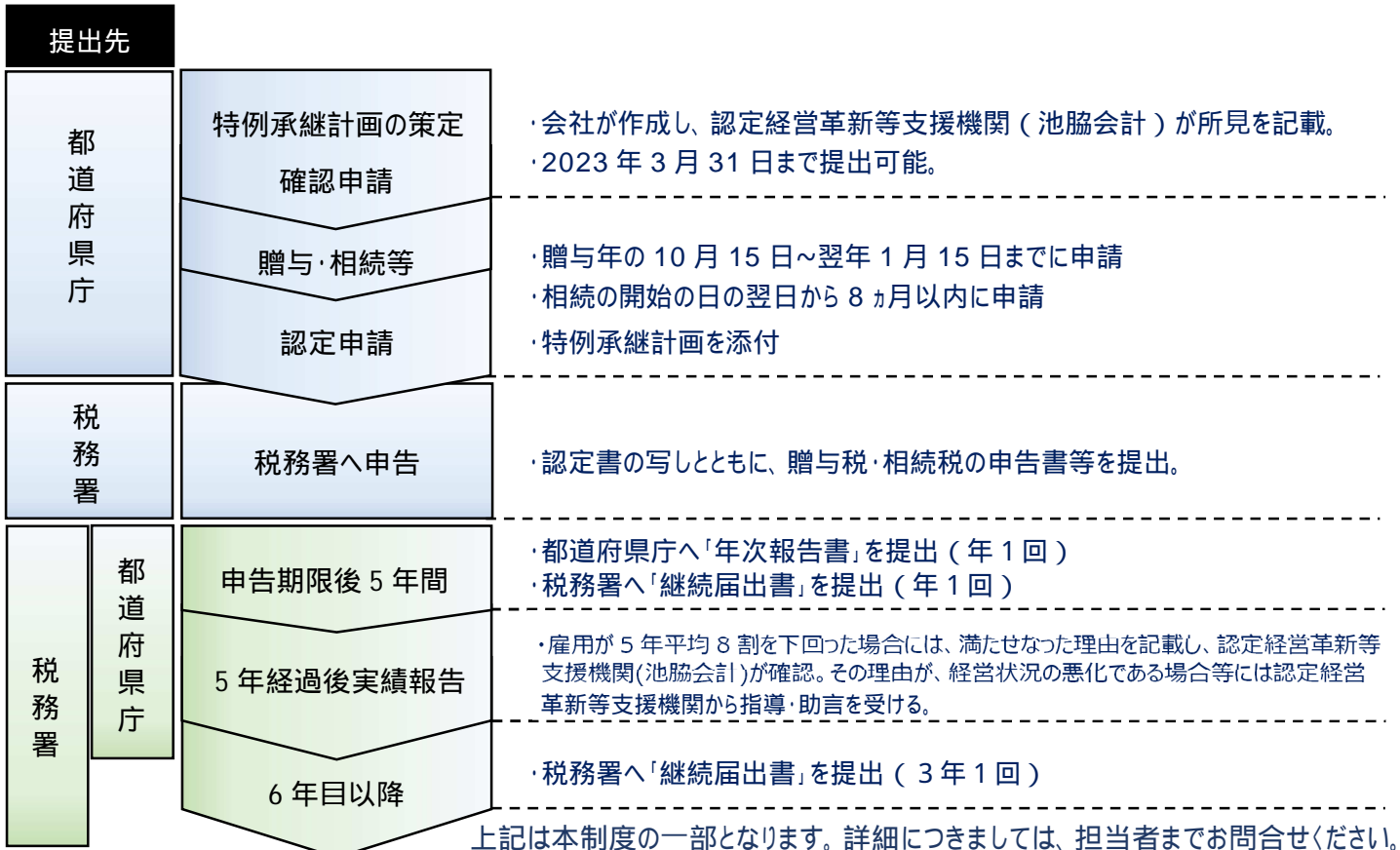
ポイント (特例の適用を受けるに際し、以下の2つの期日は特に留意が必要です)

2023年 3月31日までに都道府県庁に「特例承継計画」を提出

2027年 12月31日までに贈与・相続等により自社株を移転していること

基本的手続きについて

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続きが必要となります。



上記は本制度の一部となります。詳細につきましては、担当者までお問合せください。